

日高川町内地区巡り

〈2〉

町内の各地区を順次紹介します

千津川／西原／川原河

せんづかわ

にしはら

かわはらごう



千津川地区 (川辺)

千津川地区は106世帯328人、農業の盛んな地域で、ウスイエンドウ、トマト、ブロッコリー、みかん、花卉などが栽培されています。

地区内には念仏行者・徳本上人が天明5年(1785)から6年間修行したという尊光寺(上人堂)があります。厳冬の未明の川で念仏を唱え、髪は凍り、川から出た後は礼拝に身を屈伸する毎に鮮血がほとばしるほどの大荒行だったといわれています。毎月22日に徳本上人を讃えるお勤めが行われ、毎年11月23日に開かれる会式では、もちまきや説教が行われ、多くの人でにぎわいます。尊光寺の側の石段を登ると、ハクサ権現と呼ばれている小祠があり、古くは小型の金属や木製の鳥居を持って祈願すると歯痛が治ると伝えられていました。

春、桜が美しい農村広場はゲートボールの練習などに利用されています。隔年、3世代ゲートボール大会が催され、お年寄りから子どもまで参加し、交流を深めています。



▲尊光寺

西原地区 (中津)

西原地区は40世帯114人、旧船着村当時には役場があった地区で、今でもその施設が地区の集会所として利用されています。集落から檜山谷をおよそ2km登っていくと高さ約6mの「野槌の滝」があります。小さい鳥居のそばには野槌大明神が祀られています。この神様の好きなものはお酒に卵で、滝に卵を投げこみ、中味が広がれば願い事が叶うといわれています。

その他地区内には弁慶が源平合戦の戦勝祈願のため長子八幡神社へ参詣した際、一夜を明かしたとされる観音堂(別名:弁慶堂)があります。伊佐の川をはさんだ対岸には、日高高等学校中津分校があり、放課後には野球部の元気な声が聞こえてきます。再び甲子園出場を目指して頑張っています。



▲野槌の滝

川原河地区 (美山)

川原河地区は109世帯290人、役場美山支所をはじめ多くの公共施設などがあり、旧川上村、美山村の政治、経済の中核として繁栄してきました。

毎年、夏になると川上橋上流では、花火大会が実施され、お盆の帰省客や郡内外からも多くの見物客が訪れます。花火の大きな音が日頃静かな山あいを突然こだますることから「やまびこ花火」ともいわれています。また、丸山を登ると、航海の安全を祈る船人の守り神を祀る金比羅神社があり、古くは日高川を下る筏の安全が祈願されていました。毎年11月10日にはもちをまいて祝います。

▶やまびこ花火



平成18年4月1日から 児童手当制度が拡充されます

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、役場の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様 (平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格のある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様 (平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げ（下の表）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

【認定請求書に必要な添付書類】

- ・健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
- ・所得証明書（日高川町にその年の1月1日に住所がなかった場合）などになります。

詳しくは、役場本庁、各支所の窓口（公務員の方は勤務先）にお問い合わせ下さい。

所得制限限度額

(単位：万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方についての限度額（所得額ベース）は、左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。